

松城中学校いじめ防止対策マニュアル

1. いじめの定義

(1) 定義の内容

- ①行為をした者、行為の対象となった者も児童生徒である。
- ②行為をした者と行為の対象となった者の間に一定の人間関係がある。
- ③行為をした者が行為の対象となった者に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をした。
- ④当該行為の対象となった者が心身の苦痛を感じている。
- ⑤本人がいじめと感じてなくとも、客観的要素からいじめと判断する場合もある。
(本人の様子、周囲の状況、社会的通念など)
- ※「力の差」(強い者が弱い者に対して)「継続的」「意図的」「深刻」等の要素は全く含まれていない。
- ⑥「いじめ」の認定は個人(一人)で行わないで、「校内いじめ対策委員会」が行う。
- ⑦「校内いじめ対策委員会」は生徒支援委員会のメンバー、各学年主任で構成する。
重大事態のときは、青少協会長、PTA 代表(会長)、主任民生員児童員も加える。

2. 学校いじめ防止基本方針

(1) 方針内容

- ①いじめの未然防止、早期発見(学校生活アンケート、いじめのアンケートの実施)、早期解決に向けての取り組み
- ②校内組織と組織体制(役割)の明確な位置づけ
- ③重大事態への対処(該当内容、役割内容、調査主体との結果の報告)
- ④校内研修(年間計画への記載)
- ⑤家庭地域、関係機関との連携
- ⑥検証と評価(策定の見直しと学校評価における項目の設定)

3. いじめに対する措置

- (1) いじめの事実があると思われるときは、学校(いじめ対策委員会)への通報(報告)をする。いじめ対策委員会にていじめと認知されたときは、児童生徒・保護者への対応方針の説明を行う。また、教育委員会に第1次報告を行う。
- (2) 学校はいじめがあったことを確認された場合には、いじめをやめさせ、及び、再発防止のため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的知識を有する協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又は保護者に対する助言を継続的に行う。
- (3) いじめを行った児童生徒についていじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の

場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取ることもある。

- (4) 支援又は指導若しくは助言を行うにあたって、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者の間に争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を取る。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態の内容

①生命、身体または財産に重大な被害

- ・自殺の企画や未遂、身体に重大な障害、精神性の疾患を発症、金品等に重大な被害など

②「相当な期間～余儀なくされている」

- ・年間 30 日を目安に一定期間、連続して欠席している。
- ・正当な事由なく 7 日以上連続して欠席し、児童生徒の状況が確認できない（学校から委員会へ報告もする）

5. 重大事態の措置

- (1) 重大事態の発生時は、児童生徒・保護者への対応方針の説明をする。又学校は委員会へ報告をする。委員会は地方公共団体の長へ報告する。
- (2) 学校は重大事態に対処するための組織を設置する。また、地方公共団体の長が必要と認めるときは附属機関を設けて、再調査、並行調査を行う。
- (3) 学校重大事態に対処するための組織は、調査を行う。また、児童生徒・保護者への経過報告と情報提供を行う。再調査をする場合には、第三者機関やすでに設置している監査組織等を用いる。
- (4) 調査結果・対応結果（事実関係の）が得られたら教育委員会への報告し、児童生徒・保護者への情報提供も行う。
- (5) 対処及び同様の事態の防止に努める。
※児童生徒・保護者の希望により、所見をまとめた文書を調査結果の報告書を添えて地方公共団体の長に提出する。

※いじめは、どこの学校、どの児童生徒にも起こり得るとの認識をもつこと。
小4～小6の3年間でいじめをした経験したあたりが9割、いじめをされた経験したあたり9割。いじめがゼロ、いじめはないと考えてはいけない。